

事 務 連 絡
平成 28 年 2 月 22 日

各消費生活協同組合(連合会) 代表理事 殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長

「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」
について

平成 27 年 11 月 16 日付事務連絡において、「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」を、平成 27 年 12 月 10 日付事務連絡において、「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」をそれぞれ送付いたしました。この度、金融庁において「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が決定されました。

貴組合(連合会)におかれましては、各指針を参考に、相談体制の整備や職員の研修・啓発等、障害を理由とする差別を解消するための取組を積極的に進めていただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡及び下記参考資料につきましては、以下のウェブページに掲載していますので、ご活用ください。

(URL : <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>)

記

<参考資料>

- 1 金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(平成 28 年 2 月 12 日)

<担当者>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合係

住所：東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話：03(5388)3060

E-mail : S0000580(at)section.metro.tokyo.jp